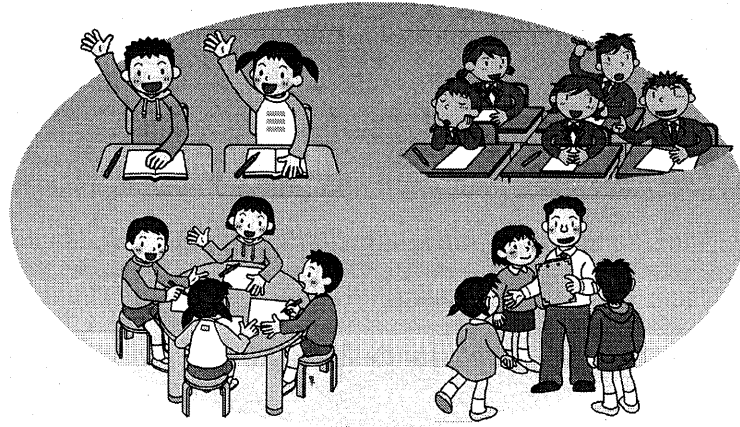


インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進について



平成27年10月28日
特別支援教育推進室

1

インクルーシブ教育システム構築に係る関係法令の概要

障害者の権利に関する条約(平成26年1月締結)

- 共生社会の形成に向けて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念が重要
- インクルーシブ教育システム構築のために、特別支援教育を着実に進めていくことが必要

障害者差別解消法の施行(平成28年4月)

「合理的配慮」の提供について規定

「合理的配慮」とは、

障害のある方が、日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮

インクルーシブ教育システム構築に向けた県教委の取組

これまでの取組内容

- 学校関係者、県民の方を対象とした「特別支援教育フォーラム」の開催
- 地域コーディネーター、校内コーディネーターを対象とした研修会の開催
- 小・中学校の新任管理職を対象とした研修会の開催

取組の成果と課題

<成果>

インクルーシブ教育システムの理念や「合理的配慮」に関する、教員や障害のある子どもの保護者への理解促進

<課題>

障害のない子どもの保護者を含めた、地域の方への一層の理解促進

3

今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

1. 「特別支援教育フォーラム」の開催

- 学校・家庭・地域が一体となり、地域の教育力の向上を図ることのできるコミュニティ・スクールと連携したフォーラムを開催
- 小・中学校の学校運営協議会委員のフォーラムへの参画を依頼

<開催日・会場>

県央部	: 7月26日(日)	県セミナーパーク
県東部	: 8月29日(土)	シンフォニア岩国
県西部	: 8月30日(日)	海峡メッセ下関

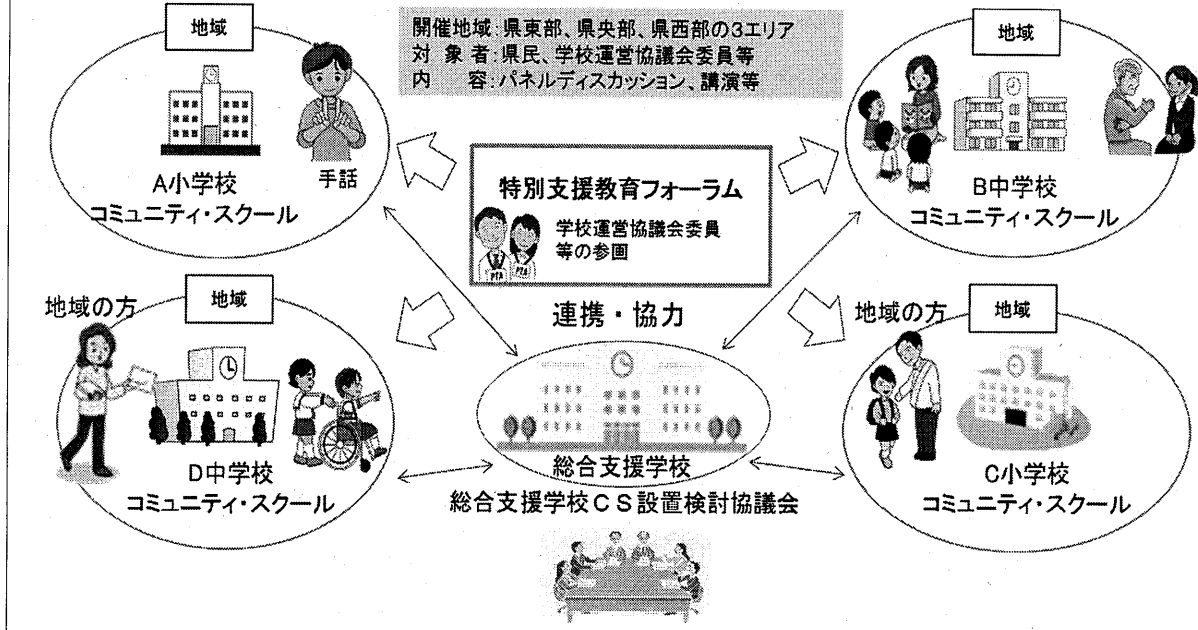
<参加人数>

3会場計 : 約500人

今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

1. 「特別支援教育フォーラム」の開催



今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

1. 「特別支援教育フォーラム」の開催

<内容>

- 講演 「障害のある子どもの自立と社会参加に向けて」
- パネルディスカッション
「身近な特別支援教育への取組
～コミュニティ・スクールにおける特別支援教育の推進～」

講演



パネルディスカッション



今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

1. 「特別支援教育フォーラム」の開催

<フォーラム参加者の感想より>

【講演について】

- 実体験に基づくお話は、障害のある子どもの親の思いがよくわかり、感動した。障害のことについて、しっかり勉強したい。
- 特別支援教育の考えや視点は、全ての学校で、一人ひとりを大切にした教育を展開するためのキーワードである。

【パネルディスカッションについて】

- 特別支援教育とコミュニティ・スクールは一番つながっておくべき。
- 障害に関する地域の理解が進み、安心して暮らすことができる社会になるように、地域でできることから始めたい。
- 学校運営協議会で検討し、特別支援教育を校区内に広げたい。

7

今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

2. 「合理的配慮協力員」の配置

- 県内7地域の各1中学校区内の小・中学校に配置(計7名)
- 「合理的配慮」の実践事例の蓄積や、モデル校主催の研修会の実施等をとおして、成果を普及

「合理的配慮」の提供例

<文部科学省の例示より>

【視覚障害】

状態: 矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。

- ・ 廊下側の前方に座席を配置
- ・ 教室の照度調整のためにカーテンを活用

<モデル校の取組より>

【注意欠陥多動性障害】

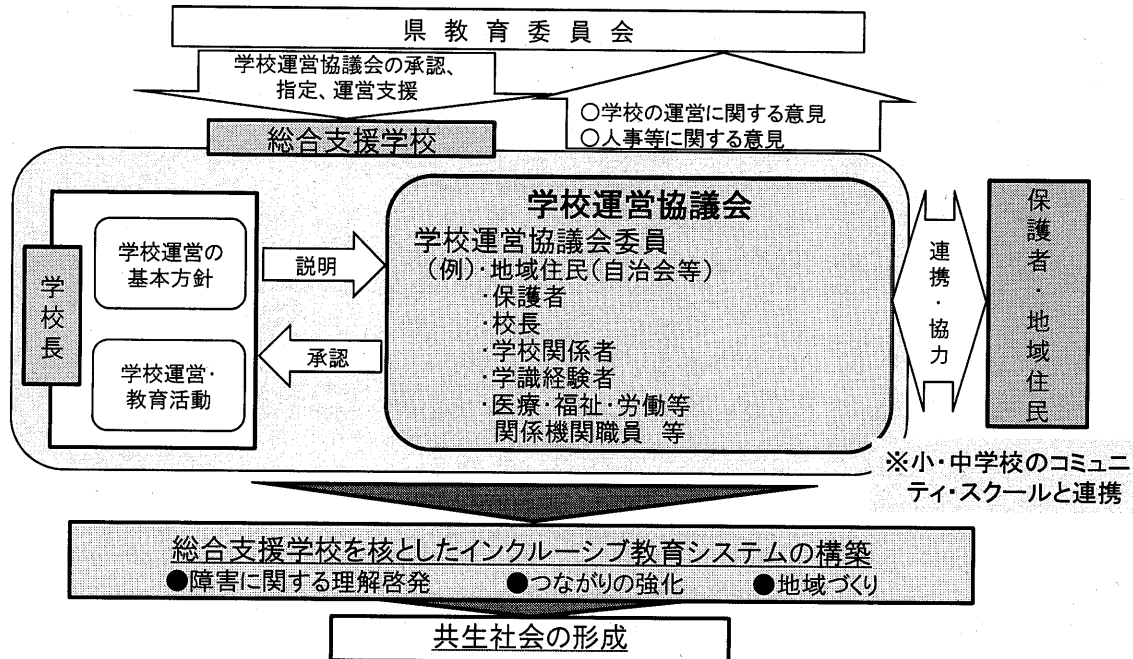
状態: 授業において集中を持続させることが難しい。

- ・ 板書や発問をできるだけシンプルに
- ・ 苦手な書字について個別に練習する時間を確保

今年度の取組内容

新規事業「インクルーシブ教育システム理解促進事業」

3. コミュニティ・スクール(総合支援学校)のイメージ



9

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

1. 「交流及び共同学習」の意義

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

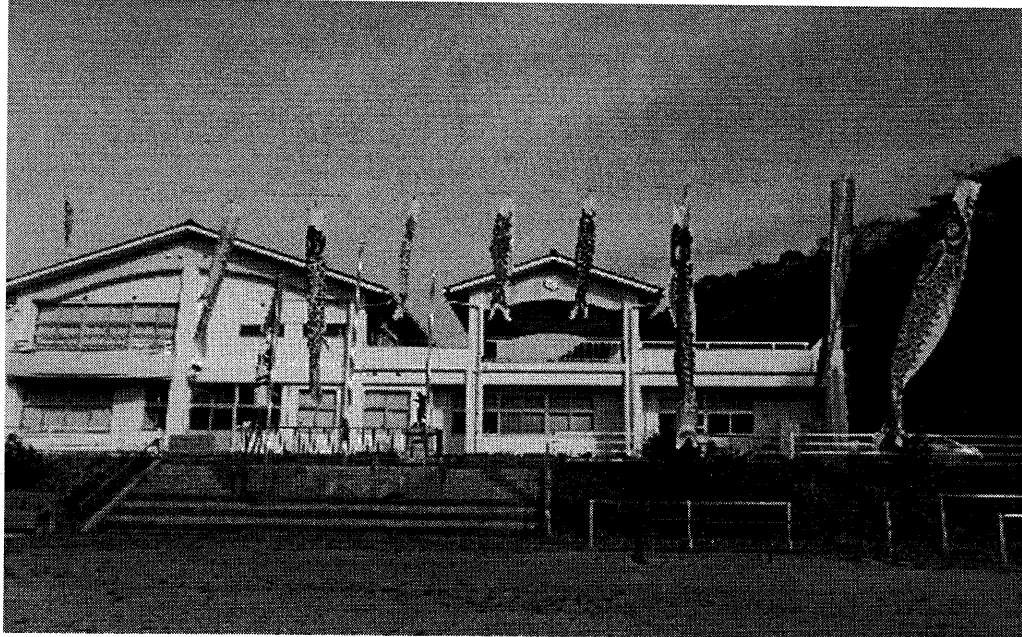
(「特別支援学校学習指導要領」より)

10

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

2. 宇部総合支援学校 美祢分教室



11

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

2. 宇部総合支援学校 美祢分教室

行事等の機会を通じた、近隣の小・中学校や地域住民との交流を実施

地域の方との花壇づくり



12

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

2. 宇部総合支援学校 美祢分教室



地域の方とのそうめん流し

13

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

3. 萩総合支援学校 長門分教室



14

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

3. 萩総合支援学校 長門分教室

深川小学校の児童との日常的な交流を実施

休憩時間の交流



15

今年度の取組内容

「交流及び共同学習」の取組

3. 萩総合支援学校 長門分教室

小学校の運動会での交流



16

取組の方向性

小・中学校の
学校運営協議会を
活用した
特別支援教育の取組

「合理的配慮
協力員」による
実践事例の
蓄積と共有

総合支援学校への
コミュニティ・
スクール
設置の検討

「交流及び
共同学習」
の推進

取組の一層の充実

学校及び地域における特別支援教育の理解促進

インクルーシブ教育システムの構築へ